

第6回神戸市会活性化に向けた改革検討会(23.10.13)項目別方向性

市民参加の積極的な促進

	方 向 性
○ 議会報告会	<p>○ 議会報告会については、何をどう報告するのか、会派間の意見の違いをどう取扱うのかといった点や、組織的に動員が行われる可能性など課題が多い。</p> <p>○ むしろ、本会議・委員会のインターネットでの生中継等の広報機能を充実させていくべきといった意見が多数を占めた。</p> <p>○ これらの意見を踏まえて、名古屋市など他都市の状況を確認し、再度協議したい。</p>
○ 休日・夜間議会	<p>○ 他都市における休日・夜間議会の実施例をみても傍聴者は少なく、費用対効果の面で問題がある。</p> <p>○ むしろ、インターネットを活用すべきという議論は前段のとおり。</p> <p>○ ただし、災害時や市民の意見を二分するような議論が起きたような場合には開催することができる、といった担保はしておく。</p>
○ 請願・陳情, 傍聴の在り方	
郵送により提出された陳情の取り扱い	<p>○ 郵送により提出された陳情について、委員会付託は行わずに議長限りで処理されている議会もあることを考えれば、神戸市会が進んでいる。</p> <p>○ 現状のままですとする意見が多いが、逆に、この時期に見直した方がよいのではという意見もあり、再度議論することとする。</p>
口頭陳述の在り方	<p>○ 請願者・陳情者の口頭陳述が委員会審査の中で行われている政令市は、神戸市会以外では2都市程度であり、その姿勢を変えず現状どおり運用していくものとする。</p>
請願紹介議員, 請願者・陳情者への質問	<p>○ 会議規則第52条により、委員から請願紹介議員への質問は可能とされているものの、請願紹介議員が説明しただけで、自ら所属の委員会に戻ってしまい、質問ができないという状況もあり、運用面等について再度議論することとする。</p> <p>○ 委員会における請願者・陳情者への質問は、当事者が圧力に感じることもあり、また、事前に確認することも可能であることから、現状どおりとする。</p>
傍聴者の録音	<p>○ 発言を部分的に使われるなど悪用して配信される可能性もあり、傍聴者の録音は認めないものとする。</p>
議事を遮る傍聴者への対応	<p>○ 地方議会では、職員には国会の衛視ような警察権限がなく、身体的拘束を加えることができないため、現行では口頭での制止にとどまる。</p> <p>○ 円滑な議事進行確保のためにも引き続き研究を行うこととする。</p>

<p>市会運営委員会、同理事会の公開</p>	<p>○ 市会運営委員会は、議決のルールや進行を決めるために運営されており、現状どおり記者クラブのみの公開で足りるとする意見と一般に公開すべきとする意見があった。</p> <p>○ 意見の対立があり、市会運営委員会における協議に委ねる。</p>
<p>○ 住民意見の反映(意見募集・検証), 専門的知見の活用</p>	<p>○ 市民の生の声を聞くことが議員活動の基本であり、そのために不断の努力を続けるとともに、当局が審議会を活用していろいろな政策を打ち立てているように、議会も専門的知見を活用して専門的な知識を得ながら議会活動に生かしていくこととする。</p>